

2018年12月13日

教育カードローン『学びの道』図書カード1,000円分 プレゼントキャンペーンを開始いたします！

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、教育カードローン「学びの道」を初めてご契約いただいた方全員に、下記の通り、図書カード1,000円分をプレゼントするキャンペーンを開始しますので、お知らせいたします。

本商品は学校納付金をはじめ、その他教育関連資金として、極度額の範囲内で、必要なとき、いつでも繰り返しご利用いただけるカードローンです。

キャンペーン期間中、本商品を初めてご契約いただいたお客さまを対象に、図書カード1,000円分をプレゼントいたします。

記

1. お取扱期間 2018年12月14日（金）～2019年5月31日（金）ご契約分まで

2. キャンペーン内容

キャンペーン期間中、本商品を初めてご契約いただいたお客さまを対象に
図書カード1,000円分をプレゼント

3. 本商品の特徴（詳しくは添付の商品概要説明書をご参照下さい。）

ご融資金額	極度額50万円以上500万円以内（10万円単位）
お借入ご利用期限	学校・施設の卒業・卒園予定月の月末まで
ご融資期間	5年以内かつお借入ご利用期限の3カ月後の月末まで （6年制大学の場合は7年以内かつお借入ご利用期限の3カ月後の月末まで）
担保	不要です

4. その他

- ・お申込みに際しましては、当金庫所定の条件がございます。また、当金庫所定の審査をさせていただいた結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ローンの詳しい内容、ご返済金額の試算、現在のご融資利率等につきましては、当金庫の本支店またはフリーダイヤルまでお問い合わせください。
- ・店頭の説明書をご用意しております。

以上

☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申し上げます。
○TEL 0120-201-959 または、075-694-2729
【平日（当金庫休業日を除く）9:00～17:00】
○FAX 0120-201-580
※フリーダイヤル（電話）は当金庫営業地区（京都府および滋賀県、大阪府、奈良県）のみ可能です。

中信 教育カードローン「学びの道」

(2018年11月12日現在)

1. 商品名	中信 教育カードローン「学びの道」
2. ご利用いただける方	次の①～⑥の条件をすべて満たす個人の方。 ①幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、短期大学、大学、大学院（法科大学院を含む）、専修学校、予備校等に入学・入園または在学されるご子弟等の親権者の方。 ②満20歳以上で継続して安定した収入を得られる方。 ③一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方。 ④当金庫の定める融資基準を満たしている方。 ⑤当金庫の会員資格のある方。 ⑥当金庫にキャッシュカード発行済の普通預金口座を開設されている方。
3. お使いみち	①上記の学校・施設にかかる入学金、授業料等の納付金 ②下宿費用、学校斡旋の教科書、制服代等の付帯費用
4. ご融資金額（貸越極度額）	50万円以上500万円以内（10万円単位） ※貸越極度額は、審査結果により決定します。 ※ただし、今回のお申込金額と当金庫ならびに他信用金庫取扱分を含めた一般社団法人しんきん保証基金保証付きローンの現在残高（貸越極度額）の合計額が一定範囲内であることが必要となります。
5. お借入方法	・カードローン専用のローンカードにより、貸越極度額の範囲内で、CD・ATM等からご融資（ご出金）する方法により、ご利用いただけます。 ・ローンカードの初期暗証番号は、ご返済用預金口座のキャッシュカードと同一番号を設定します。なお、当金庫のATMで暗証番号を変更することも可能です。
6. お借入ご利用期限	学校・施設の卒業・卒園予定月の月末まで
7. ご融資期間（ご契約期限）	5年以内かつお借入ご利用期限の3カ月後の月末まで （6年制大学の場合は7年以内かつお借入ご利用期限の3カ月後の月末まで） ※カードローンのご契約期限は原則として延長せず、ご契約期限までに証書貸付（融資期間10年以内）に切替いただきます。証書貸付の契約金額は、証書貸付切替日時点の貸越残高および直近利払日から証書貸付切替日の前日までの貸越残高に対する貸越利息の合計額となります。
8. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。（変動金利・年2回金利見直し型） ・ご融資後の利率については、4月1日および10月1日（休業日の場合は翌営業日）現在の当金庫の「新長期プライムレート」を基準金利として、年2回見直しを行います。原則として、4月1日基準のご融資利率は7月利払分から、10月1日基準のご融資利率は翌年の1月利払分から適用されます。
9. ご返済方法	ご融資期間中 ・元金据置・利息毎月支払 ・所定の計算方法により計算した貸越利息を、毎月利払日に利払用預金口座から引き落とします。 ※お借入いただいた元金は、ご契約期限までに証書貸付に切替いただきます。 ※ご融資期間中であっても、任意返済（全部または一部）ができます。 証書貸付切替後 ・「毎月元利均等返済方式」または「毎月元金均等返済方式」のいずれかをご選択いただけます。また、ご融資額の50%までの範囲内でボーナス月増額返済の併用もできます。 ・元金据置をご選択いただくことはできません。
10. お利息の計算方法	・付利単位を100円とし、毎月利払日に、その前日までの利息を所定利率により計算します。 ・お利息の計算は、うるう年に関係なく「毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365」の算出により行います。 ※貸越残高相当額を任意返済いただいた場合であっても、前回利払日からご返済日前日までの貸越残高に対するお利息が、次回利払日に引き落とされますのでご注意ください。

1 1. 保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則必要ありません。																			
1 2. 保証料	保証会社へ支払う保証料は、ご融資利率に含まれています。																			
1 3. 手数料	手数料は必要ありません。																			
1 4. 苦情処理措置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または On Your Side 事業部（電話・FAX：0120-355-774）へお申し出ください。</p> <p>また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ（https://www.chushin.co.jp/）上のお問い合わせより、インターネット（24時間受付）でも受付をしております。</p>																			
1 5. 紛争解決措置	<p>京都弁護士会、公益社団法人総合紛争解決センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、On Your Side 事業部（電話・FAX：0120-355-774）または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫 On Your Side 事業部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ（https://www.chushin.co.jp/）をご覧ください。</p> <p>受付日時は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="395 936 1417 1370"> <thead> <tr> <th>問い合わせ先</th> <th>受付日時</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>075-231-2378</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 総合紛争解決センター<大阪></td> <td>月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00</td> <td>06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00</td> <td>03-3581-0031</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00</td> <td>03-3595-8588</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> </tbody> </table>		問い合わせ先	受付日時	電話番号	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378	公益社団法人 総合紛争解決センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249
問い合わせ先	受付日時	電話番号																		
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378																		
公益社団法人 総合紛争解決センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644																		
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031																		
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588																		
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249																		
1 6. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・本申込によって、当金庫からのお借入総額（一部の借入金を除く）が700万円を超える場合には、当金庫の会員となっていただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時に出資金（1万円以上）が必要となります。 ・ローンの詳しい内容、ご返済額の試算、または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。 																			